

## 令和 8 年度 起震車貸出に関する Q & A

### Q. そもそも起震車とは？

A. 体験を通して防災知識を普及することを目的として、実際に起こった地震の揺れを体験することができる車両です。

### Q. どんな地震が体験できる？

A. 次の体験ができます。

① 震度階級地震

震度 2～7

作動時間も設定可能です。

② 過去の地震変動

過去の 10 の地震を体験

(関東地震・新潟地震・日本海中部地震・北海道南西沖地震・兵庫県南部地震・新潟県中越地震・新潟県中越沖地震・東北地方太平洋沖地震・長野県北部地震・四川大地震)

③ 想定地震

想定される 7 の地震を体験

(東海地震・東南海地震・南海地震・初期地震・中級地震・上級地震・スマトラ沖地震)

④ 地震速報付地震

地震速報付きの中級・上級地震を体験

### Q. 貸出対象団体は？

A. 作業時の安全確保や費用負担を明確にするため、貸出は原則市町村及び消防本部のみとします。

地域の自主防災組織や小学校、民間企業などからの希望があった場合、市町村及び消防機関を通じて申し込みいただき、同職員の立ち合いが可能な場合のみ利用可能とします。

### Q. 利用方法は？

A. 前年度の 2 月に当年度 4 月～8 月分の、3 月に当年度 9 月～11 月分の予約申込受付及び決定を行っています。なお、予約に空きがある場合は電話にて申込を受け付けることができます。

予約決定後、利用開始日の 1 週間前までに別紙「借受申請書」の提出をお願い

いたします。借受日当日に県庁にて、起震車を貸し出します。

※ 起震車の移動及び体験実施時の立ち合いについては、借受団体より行っていただきます。

#### Q. 利用可能期間は？

A. 最大4日までとします。土日祝も利用可能ですが、閉庁日に新潟県庁において借受及び返還を行うことはできません。

#### Q. 費用については？

A. 走行・発電機使用にかかる軽油代については、借受団体に負担していただきます。また、貸出中に発生した事故等に伴う修繕費・賠償金についても借受団体の負担となり、これに同意いただける団体様のみ貸し出しさせていただきます。

※ 県において任意自動車保険・イベント保険等については一切加入しておりませんので、借受団体にて確実にご対応をお願いします。

#### Q. 普通運転免許でも運転できる？

A. 平成19年6月1日以前に取得した普通免許であれば可能です。

#### Q. 体験利用者は？

A. 事故防止のため、体験利用者は小学生以上とします。同時に4名まで体験可能です。

#### Q. 返還する際の注意点は？

A. 燃料を満タンにし、洗車を行ってください。(別紙の返還時チェックリストを確認してください。)

#### Q. 雨天時は利用可能？

A. 雨天の場合、起震室や昇降階段が滑りやすくなり、体験者が怪我をする場合があること、また起震装置が雨天使用を想定した仕様となっておらず、故障する恐れがあるため、利用中止をお願いします。

※ 貸出期間中における故障により修繕費が発生した場合、修繕費は借受団体の負担となります。